公益社団法人日本食品衛生協会	公益社団法人日本食品衛生協会食品衛生研究所	社団法人日本食品衛生協会食品衛生研究所
一般社団法人浜松市薬剤師会	一般社団法人浜松市薬剤師会	社団法人浜松市薬剤師会
公益財団法人鳥取県保健事業団	公益財団法人鳥取県保健事業団	財団法人鳥取県保健事業団
一般財団法人日本食品分析センター	一般財団法人日本食品分析センター東京本部	財団法人日本食品分析センター東京本部
一般財団法人日本食品分析センター	一般財団法人日本食品分析センター大阪支所	財団法人日本食品分析センター大阪支所
一般財団法人日本食品分析センター	一般財団法人日本食品分析センター名古屋支所	財団法人日本食品分析センター名古屋支所
一般財団法人日本食品分析センター	一般財団法人日本食品分析センター九州支所	財団法人日本食品分析センター九州支所
一般財団法人日本食品分析センター	一般財団法人日本食品分析センター多摩研究所	財団法人日本食品分析センター多摩研究所
一般財団法人日本食品分析センター	一般財団法人日本食品分析センター千歳研究所	財団法人日本食品分析センター千歳研究所
一般財団法人日本食品分析センター	一般財団法人日本食品分析センター彩都研究所	財団法人日本食品分析センター彩都研究所
公益財団法人日本食品油脂検査協会	公益財団法人日本食品油脂検査協会東京検査所	公益財団法人日本食品油脂検査協会東京検査所
一般社団法人新潟県環境衛生中央研究所	一般社団法人新潟県環境衛生中央研究所	社団法人新潟県環境衛生中央研究所
一般社団法人青森県薬剤師会	一般社団法人青森県薬剤師会衛生検査センター	社団法人青森県薬剤師会衛生検査センター
一般財団法人石川県予防医学協会	一般財団法人石川県予防医学協会	財団法人石川県予防医学協会

○厚生労働省告示第三百五十三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第一項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関である株式会社アルプが製品検査を行う事業所として設置した株式会社アルプ金沢ラボラトリーについて、平成二十五年四月二十九日をもってその所在地を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十五年十一月十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

変更後の事業所の所在地	変更前の事業所の所在地
石川県金沢市近岡町二百九十四番地七	石川県金沢市近岡町三百九番地

○厚生労働省告示第三百五十四号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関である一般財団法人日本食品分析センターについて、実施する製品検査の種類を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十五年十一月十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

登録検査機関の名称	変更後の製品検査の種類	変更前の製品検査の種類	変更の日
一般財団法人日本食品分析センター	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査としての理化学的検査及び動物を用いる検査	食品衛生法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査としての理化学的検査	平成二十五年六月十一日

○厚生労働省告示第三百五十五号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十八条の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関である一般財団法人日本穀物検定協会について、平成二十五年七月二十五日から同年八月三十一日までの間、同法第二十六条第一項から第三項までに規定する製品検査の業務の休止を許可したので、同法第四十五条第四号の規定に基づき公示する。

平成二十五年十一月十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

○厚生労働省告示第三百五十六号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十四条第一項の規定により、株式会社エコプロ・リサーチについての同法第四条第九項に規定する登録検査機関の登録は、平成二十五年五月十八日限り、その効力を失ったので、同法第四十五条第二号の規定に基づき公示する。

平成二十五年十一月十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

○農林水産省告示第二千八百三十号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十五年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年十一月十八日

農林水産大臣　林　芳正

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称

農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	キセキＳＣ164	213023	井関農機株式会社
〃	キセキＳＦ423	213024	〃
〃	ニューホランドＳＬＴＶ18	213025	日本ニューホランド株式会社

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農産部技術普及課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供するとともに、農林水産省ホームページ（ＵＲＬ：http://www.maff.go.jp）に掲載する。

○農林水産省告示第二千八百三十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の六第一項の規定に基づき、有限会社オー・シー・アイ・エー・ジャパンが認定に関する業務を行う事業所について、平成二十五年十月一日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十五年十一月十八日

農林水産大臣　林　芳正

変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地
東京都港区新橋四丁目二十一番七号	東京都中央区京橋三丁目五番三号